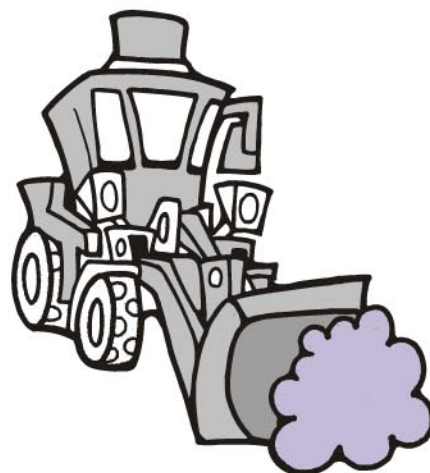


# 【除雪作業へのご協力とお願い】

岡山県及び鏡野町においては、平成19年12月1日(土)から平成20年3月31日(月)までを道路除雪期間とさだめ、鏡野町地域防災計画に基づき積雪時の道路除雪等を実施いたします。

積雪の際には、皆様の生活道路を確保するため除雪作業を行っておりますが、迅速な交通の確保のため、下記について皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- 町所有の機械で**除雪が可能な幅員の幹線生活道路**を除雪対象路線（必要最低限の）としており、地域内の**全路線が対象ではありません**。  
また、除雪対象の公共性の高い施設等についても、生活道路が完全に確保できた後の除雪となりますので、あらかじめご了承ください。
- 町内各地区で、上下水道工事や道路改良工事を行っているため、除雪作業ができない場合があります、例年と**作業順が変更**になったり**路線が変更**となる場合があります。
- 作業を安全で迅速に行うために、**路上駐車等は絶対にしないでください**。（除雪ができなくなったり、物損事故の要因になります。）  
また、雪の下に引っかかりたり壊れるようなものがある所へは目印をお願いします。
- 除雪路線の沿線は、農地や住宅密集地等さまざまな状況の中、早朝から細心の注意を払い、過酷な作業をしております。  
道路状況や時間の制約、また機械の構造等により、**ご家庭の軒先に雪が入ったり、側溝が詰まったり等ご迷惑をおかけする恐れもあります**が、その際は地元の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。  
なお、農地等への排雪についても併せてご理解ください。
- 路線を少しでも早く除雪するために、十分な幅員の確保ができないまま次の場所へ向かったり、雪の量や状態によっては作業を行わない場合もあります。あらかじめご了承ください。
- 道路脇の田・畑に**電柵・トタン柵**をされている方については、除雪作業で壊す恐れがありますので、**各自で撤去**をお願いいたします。
- 作業等の依頼は、**各地区長**を通じて役場へご連絡ください。
- 凍結防止剤**の使用については、鏡野町役場建設課または各振興センター産業建設課に申し出てください。



※除雪についてのお問い合わせ並びに作業によって施設等が壊れたり、応急措置が必要な場合などありましたら、鏡野町役場建設課及び各振興センター産業建設課まで、ご連絡をお願いします。

## 昼 間（平日及び休日）（8：30～17：30）

|           |       |                     |
|-----------|-------|---------------------|
| 鏡野町役場     | 建設課   | (0868) 54-2989 (直通) |
| 奥津振興センター  | 産業建設課 | (0868) 52-2211      |
| 上齋原振興センター | 産業建設課 | (0868) 44-2111      |
| 富振興センター   | 産業建設課 | (0867) 57-2111      |

## 夜 間（17：30～8：30）

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 鏡野町役場 | (0868) 54-2111 (代表) |
|-------|---------------------|